

# 横濱中華学院家長会組織会則

## 第一条 名称

本会は、横濱中華学院家長会（以下、本会という）と称し、事務局を横濱中華学院内に置く。

## 第二条 会員

本会は、横濱中華学院（以下、本学院という）に在籍する生徒の父母、または生徒の保護者を会員とし、入会を義務づける。

## 第三条 目的

本会は、本学院に通う生徒に実りある学院生活を送ってもらうことを目的とする。

## 第四条 活動方針

1. 家庭と本学院との緊密な連携により、心身ともに健全な生徒の育成に努める。
2. 学校行事への協力を推進する。
3. 本会独自の行事を催し、家長間及び親子間の交流を図る。
4. 本学院の教育環境の整備と充実について、学校と協力する。
5. 他の華僑学校、その他の団体との連携を図る。

## 第五条 会計

本会の運営や活動の経費は、会費及び行事の収益、その他の寄付等で賄う。  
会計年度は、当該年度の4月1日より3月31日迄とする。

## 第六条 会費

本会の会費は、生徒1人について年度始めの雑費徴収時に一年分（1,500円）を一括納入する。

年度途中で転入して来た場合、以下の通り一括納入する。

9月30日以前に転入した場合： 一年分（1,500円）

10月1日以降に転入した場合： 半期分（750円）

なお、途中退学の場合、いかなる理由があっても返金しない。

## 第七条 運営

本会の運営は、全会員の誠意をよく汲み上げるため、次の二つの機関によって行う。

1. 総会： 会員をもって構成し、年間計画・予算・その他の重要な問題を討議し決定する。
2. 役員会： クラス役員全員によって組織される。  
総会に提出する議案を検討する。  
総会の決定に従い、それを遂行する。

## 第八条 クラス役員

1. 毎年各クラスで会員の互選により、各クラス 2 名を選出する。任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。
2. クラスの代表として、クラスの意見を役員会に反映しながら活動をすすめる。
3. 任期中にクラスの合意により、クラス役員を変更することができる。この場合は、任期は役員の残留期間とする。

#### 第九条 役職

1. 会長、副会長、書記、会計、会計監査、広報、議長をおく。
2. 任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。再選の場合は、継続する 2 年を最長の任期とする。
3. 役職は、クラス役員の互選により決定、或いは、本会の健全な運営の為に合理的な理由が認められる場合は、クラス役員の承認のもとに、会員から選出することができる。但し、会長については総会の承認を得る。
4. 役員会は、その他必要と思われる役職を置くことができる。

#### 第十条 役職の任務

1. 会長は総会の決定に基づき、この会を代表し全ての会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事あるときには、その代理を務める。
3. 書記は総会及び役員会の議事を記録する。
4. 会計は本会に関する金銭の収支を記録し、総会に報告する。
5. 会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
6. 広報は必要に応じて本会の活動内容を会員に報告する。
7. 議長は総会及び役員会の議事を進行する。

#### 第十一条 総会

1. 定時総会は毎年 1 回 5 月に開く。
2. 会長はその他、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
3. 総会は、委任状を含め全会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
4. 議題は出席者の過半数の同意（委任状を含む）を必要とする。

#### 第十二条 会則の改定

本会則の改定には総会の承認を必要とする。

#### 第十三条 会則の施行

本会則は、中華民國 93 年（2004 年）5 月 22 日より施行する。

#### 改版履歴

中華民國 93 年（2004 年）5 月 22 日  
中華民國 102 年（2013 年）5 月 18 日

#### 改版理由

初版  
二版  
第二条 会員、第六条、会費および第八条クラス役員を変更

中華民國 105 年（2016 年）2 月 27 日

三版

第八條 クラス役員、第九條役職を変更  
慶弔等に関する細則を制定

中華民國 105 年（2016 年）5 月 14 日

四版

第六條 会費を変更

## 横浜中華学院家長会 慶弔等に関する細則

第一条 慶弔等に関する細則を次のように定め、家長会員、本学院生徒に適用する。

第二条 慶事・弔辞に関し、次の金額を贈る。

1. 慶事（祝い金）

教職員が結婚した場合 10,000 円

教職員或いはその配偶者が出産した場合 5,000 円

2. 弔慰金

生徒が死亡した場合 10,000 円

教職員が死亡した場合 10,000 円

保護者会員が死亡した場合 10,000 円

3. 見舞（見舞金）

生徒が1か月以上の入院または自宅療養を  
要すると認められた場合 5,000 円

教職員が1か月以上の入院または自宅療養する  
と認められた場合 5,000 円

4. 離任退任

教職員が離任、退任する時には、花束または同等の記念品を贈る。

第三条 上記以外に必要なと認められた場合は、役員会で協議し決定する。但し、急を要する場合は、会長の裁量で決定することができる。

本細則は、中華民國 105 年（2016 年）2 月 27 日制定する。